

平成27年6月25日開催

第 37 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第37回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月25日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 延出基幹集落センター 1階 大集会室

3. 出席委員 22 人 (欠席委員2名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	欠
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	出	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田	猛		出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田 孝義

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成27年6月25日招集、第37回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。          なお本日の欠席者は、13番西村和夫委員・16番酒井 薫委員の2名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。          以上により、出席委員は24名中22名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。          総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。           【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、3番渡辺 隆委員、4番松本俊博委員にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>本案件は、法人による新規就農に係る内容ですので、別添の議案第1号1番資料により補足説明いたします。          ●●●●株式会社は、軽種馬の生産に取り組みます。          農地は売買により約22.6haを取得予定で、農業用施設、大農機具については馬房やトラクターなど資料に記載のとおりです。家畜は、繁殖牝馬15頭からスタートします。労働力ですが、構成員4名とパート職員2名を雇用し計6名の計画です。          繁殖牝馬を増やす計画となっており、平成30年までに22頭、平成31年には30頭に増やす計画です。          目標所得ですが、5年後に●●●万円の計画となっており、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。          以上、申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>14番</p>	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。</p>

6番 構成員の方は、●●地区で法人経営していると思うが、両立に疑問があると思う。

事務局 代表の●●さんは、●●地区で軽種馬の農業生産法人の代表者であります。構成員の農業従事要件に150日以上ありますが、両立は可能と判断しております。また、●●さんと●●さんも●●の法人の構成員であり、両立できると判断しております。●●さんは、●●の法人構成員ではありません。  
●●さんとパート雇用者2名が、●●の労働力の中心となる訳ですが、今後、家畜の頭数の増加に合わせて、雇用者を増員する計画もあることも確認しております。

6番 農地の管理をしっかりと頂き経営してもらうことが大前提であるため、●●●●株式会社の代表者へ、その点を説明して理解頂きたいと考える。労働力の増員もしっかり説明してもらい、途中で農地管理もできないことにならないように理解頂きたいと考える。

11番 構成員の●●さんは、地元の方か。

事務局 地元の方ではありません。現在、新ひだか町に住所はあります。以前、軽種馬での経営相談を受けた方で、軽種馬の仕事に従事していた方です。

15番 ●●さんには、●●地区の法人の農地もかなりの面積があると思うので、両地区の農地管理をしっかりとっていくためにも、このままでは厳しいと思うので、労働力の増員は重要なこと。私も説明が必要と思う。

議長 その他に、何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
なお、許可の要件として、農地管理に十分な労働力の増員を意見として付け加えるものとします。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

4番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利及び土砂採取のための、一時転用の案件です。 申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われま。す。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ また、現地調査の際に、この周辺地は数回にわたり砂利採取のための一時転用がされているが、採取後の整地に不十分な部分が見受けられたことから、今後の申請者に、より一層厳重に整地について指導することを前提として、やむを得ない転用である旨の意見とすることといたします。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、申請人は現在の住宅が手狭及び老朽化したため、後継者家族の住宅を建築いたしたいものです。 申請地は、農業用施設及び放牧地に近接しており、営農管理上、最適地が選定されています。また、営農に支障がないよう配慮もされています。なお本案件は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われま。す。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
11番、15番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長	次に事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番、21番	議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定といたします。
議長	次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第4号順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等については、除外1件、マスタープラン計画の変更1件の計2件です。 議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、現在居住している住宅が手狭及び老朽化したため、農家住宅を新築するもので、事業計画地は、農業用施設及び放牧地に近接しており、営農管理上最適地を選定しております。農家用住宅のため農用地区域内からの除外の届出が町にされまして、除外について町より意見を求められているものです。 なお当案件は、議案第2号2番で審議いただきました、農地法第5条転用に関連しており、農用地区域内からの除外も5条転用許可要件の1つとなっております。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、計画面積は、内容からみても過大なものではなく必要な面積であり、除外について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
15番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に、事務局より議案第4号順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため申請がされて、町より意見を求められているものです。 なお、計画地は農用地区域外の第1種農地であり、議案第2号2番で審議いただきました農地法第5条転用と関連しており、マスタープランの変更も5条転用許可要件の一つとなっております。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたいただき、過大な面積転用では無いなど、マスタープランの変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
15番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については、2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、道路敷地と宅地に囲まれた都市計画区域内にある狭隘な農地で、農業振興地域外の農地であります。この度、土地を処分するため、非農地証明の願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていたいただき、今後、営農作付する見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。



<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>15番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位2番ですが、申請地には20年以上前の古い厩舎などの農業用施設があり、今後、営農作付けする見込みがないこと、また地目整理のために、非農地証明の願いが出されました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第37回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前10時45分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成27年6月25日(議事録調整日 平成27年7月8日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>